

## アミティサポートクラブ（公益財団法人西宮市文化振興財団賛助会）制度について

## 1. 内 容

西宮市文化振興財団（以下「財団」）は、「すぐれた芸術文化を地域住民の鑑賞に供するとともに、芸術文化の振興を図り、地域の芸術文化の向上に寄与する」ことを目的として西宮市により設立されました。

人々と文化芸術をつなぐ機会を提供することにより、喜びや感動を分かち合い、生活にいろどりを添え、心豊かな暮らしを送っていただく一助になればと活動しています。

今後も、より充実した活動を持続的に実施していくため、財団の活動に賛同いただける方へ支援を募るものです。

## 2. 制度開始時期

令和6年6月から

## 3. 制度内容

| 会員区分 | 賛助会費       | 特典等   | 有効期限             | その他   |
|------|------------|---|------------------|---|
| 法人   | 30,000 円／口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP、情報誌等への顕名</li> <li>・情報誌の送付</li> <li>・賛助会員交流会への招待</li> </ul> | 賛助会費納入日の属する年度末まで | 賛助会費は所得税法第78条第2項第3号、及び法人税法第37条第4項に基づく寄附金に該当 |
| 個人   | 3,500 円／口  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP、情報誌等への顕名</li> <li>・情報誌の送付</li> </ul>                       |                  |   |

## 4. 令和6年度実績

法人会員：4団体 120,000 円

個人会員：6名 31,500 円

## 5. 賛助会費の使途

財団自主事業の実施費用に充当

## 【対象とする事業】

- ① 子どもの育ちに寄り添う事業
- ② 西宮市ゆかりのアーティストに活動の場を提供する事業

## 【令和6年度事業】

- ・不登校支援プログラム ミ・ベモル サクソフォンアンサンブルコンサート (①)
- ・にしのみやオペラ (②)

## 6. 問合せ先

文化スポーツ課（文化） 内線：2425

# ご入会までの流れ

## 1. 入会申込書の記入・提出

「入会申込書※」に必要事項をご記入の上、直接持参または郵送・FAXにてお申し込みください

## 2. お支払い

直接持参の場合：窓口にてお支払いいただくか、後日入金（振込等）をお伝えください

郵送・FAXの場合：申込書を受け取り後、後日振込用紙をお送りいたします。

## 3. 入会完了

以上のお手続きで入会は完了です。

※入会申込書は当財団HPからもダウンロード出来ます。

<https://nishi-bunka.or.jp/>



## お問い合わせ

☎0798-33-3113

9:00~17:30(土・日・祝、年末年始は休業)

公益財団法人 西宮市文化振興財団 総務課

〒662-0918 西宮市六湛寺町10番11号

TEL:0798-33-3113 FAX:0798-33-3455

Email:bunkasin@nishi.or.jp



公益財団法人

西宮市文化振興財団

アミティサポートクラブ

のご案内

# アミティサポートクラブ ご入会のご案内

(公益財団法人西宮市文化振興財団 賛助会)

当財団は「すぐれた芸術文化を地域住民の鑑賞に供するとともに、芸術文化の振興を図り、地域の芸術文化の向上に寄与する」ことを目的として西宮市により設立されました。

人々と文化芸術をつなぐ機会を提供することにより、喜びや感動を分かち合い、生活にいろどりを添え、心豊かな暮らしを送っていただく一助になればと活動しています。

また、その活動を通じて「文教住宅都市・西宮」のさらなる発展、文化の薫り高い都市イメージの向上に尽くしたいと考えています。

特に近年では、「子どもの育ちに寄り添う事業」や「西宮市ゆかりのアーティストに活動の場を提供する事業」を、広く西宮の文化振興の発展に寄与する事業とともに意欲的に展開しています。

これらの活動を持続的に実施していくために、市民の皆様や事業者の方々などのご協力をいただきたいと考え、このたび賛助会を発足することといたしました。

どうぞ、この趣旨に賛同賜り、ご入会くださいますようお願い申し上げます。

## アミティサポートクラブ 概要

### 会員種別

- 法人会員（企業等）
- 個人会員

### 賛助会費(年額)

- 法人会員 1口30,000円
- 個人会員 1口 3,500円

\*賛助会費は法人会員、個人会員共に、寄附金として税制上の優遇措置が受けられます。  
詳しくは最寄りの税務署、税理士の方へお問い合わせください。

### 特典

- 会員名の顕名など  
賛助会員のご芳名を当財団のホームページ等に掲載いたします。
- 賛助会員交流会等へのご招待  
(法人会員のみ)
- その他  
イベント情報等を随時ご案内いたします。

いただいた賛助会費は以下のような当財団自主事業の実施費用の一部に充てさせていただきます。

#### ◆子どもの育ちに寄り添う事業

不登校児童を対象にコンサートを開催したり、児童養護施設へ出向いてプロによるダンスのワークショップを実施します。

#### ◆西宮市ゆかりのアーティストに活動の場を提供する事業

西宮市出身のアーティストや芸術団体による舞台（オペラなど）の公演を実施します。

...その他、西宮の文化振興の発展に寄与する事業など

不登校児童生徒支援  
プログラムコンサート



児童養護施設  
ダンスワークショップ